

第4回政策形成会議 次第

と き：平成26年7月24日

午後1時～

ところ：第3委員会室

1 条例(案)の課題整理について

2 その他

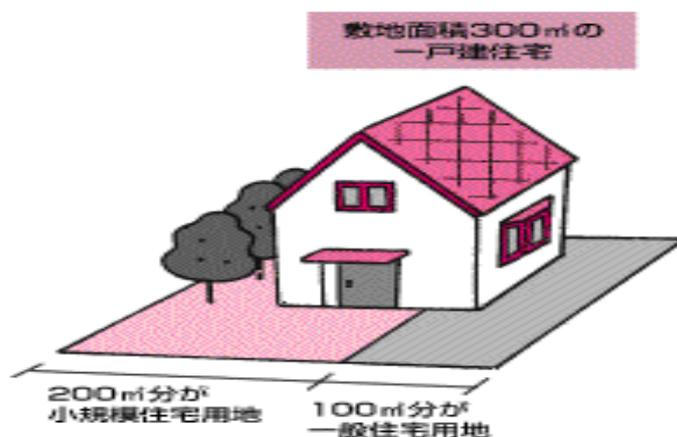
◆ 住宅用地に対する固定資産税、都市計画税の課税標準の特例（住宅用地特例）

居住の用に供する家屋の敷地（住宅用地）については、敷地の面積に応じて固定資産税及び都市計画税の課税標準額を 1/6、1/3 又は 2/3 とすることとなっています。

| 住宅用地の区分 | 固定資産税 | 都市計画税 |
|---|-------|-------|
| 住宅用地のうち 200 m ² 以下の部分（小規模住宅用地） | 1/6 | 1/3 |
| 住宅用地のうち 200 m ² を超える部分（一般住宅用地） | 1/3 | 2/3 |

※住宅用地特例の対象面積は、該当家屋の床面積の 10 倍を上限とする。

[住宅用地の面積が 300 m²の専用住宅の例]



◆ 空き家等に対する住宅用地特例の除外の状況

市税務課では、危険空き家 SOS 相談窓口寄せられた情報等に基づき現況調査を行い、「専ら人の居住の用に供する家屋と認められない家屋」の敷地について、住宅用地特例を解除しています。

< 老朽空き家の情報による現況調査及び住宅用地特例の適用結果 >

単位：棟

| 調査年 (課税年度) | 調査数 | 判定結果 | | | 非住宅等 特例対象外 |
|-----------------|-----|--------------|---------------|----|---------------|
| | | 居住用家屋と 判定 | 住宅用地特例を 解除 | 計 | |
| H24年 (H25年度) | 72 | 40 | 15 | 55 | 17 |
| H25年 (H26年度) | 24 | 13 | 9 | 22 | 2 |
| 計 | 96 | 53 | 24 | 77 | 19 |